

付議第 10 号

高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成26年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案

高知県いじめ防止対策推進法施行条例を次のように定める。

平成26年6月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県いじめ防止対策推進法施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 高知県いじめ問題対策連絡協議会（第3条—第13条）

第3章 高知県いじめ問題調査委員会（第14条—第25条）

第4章 高知県いじめ問題再調査委員会（第26条—第34条）

第5章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条の基本理念にのっとり、地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法において使用する用語の例による。

第2章 高知県いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第3条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき高知県いじめ問題対策連絡協議会（以下この章において「連絡協議会」という。）を置く。

（任務）

第4条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のために県が実施する施策を総合的かつ効果的に推進させるとともに、関係する

機関及び団体がそれぞれの役割に応じて行う取組等を促進させることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する役割を担うものとする。

(組織)

第5条 連絡協議会は、会長及び委員20人以内で組織する。

(会長)

第6条 会長は、知事をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(委員)

第7条 委員は、学校、高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村の教育委員会、児童相談所、高知地方法務局、高知県警察本部その他の関係機関及び団体に属する者並びに学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員は、委嘱された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

(会議)

第9条 連絡協議会の会議（以下この条及び第11条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第10条 連絡協議会に、幹事20人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員及び団体の構成員のうちから、知事が委嘱する。
- 3 幹事は、連絡協議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 第8条第3項の規定は、幹事について準用する。

(委員以外の者の出席等)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(庶務)

第12条 連絡協議会の庶務は、高知県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第13条 第4条から前条までに定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 高知県いじめ問題調査委員会

(設置)

第14条 法第14条第3項の規定に基づく県教育委員会の附属機関として、高知県いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(任務)

第15条 調査委員会は、県教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び当該事項に関して県教育委員会に意見を述べるものとする。

(1) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として定められた高知県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施に関すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が高知県立学校で発生した場合における当該事実の確認及び調査に関すること。

(組織)

第16条 調査委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第17条 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他県教育委員会が適当であると認める者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第19条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第20条 調査委員会の会議（以下この条及び第23条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができな

い。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開する。ただし、調査委員会が法第28条第1項の規定により高知県立学校の設置者が調査を行う場合の組織とされるときその他調査委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(臨時委員)

第21条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第22条 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第23条 調査委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席を求め、意見を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第24条 調査委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第25条 第15条から前条までに定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

第4章 高知県いじめ問題再調査委員会

(設置)

第26条 法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく知事の附属機関として、高知県いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(組織)

第27条 再調査委員会は、調査審議の対象となる重大事態ごとに、委員15人以内で組織する。

(委員)

第28条 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他知事が適当であると認める者のうちから、調査審議の対象となる重大事態ごとに、知事が委嘱する。ただし、当該調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者（当該事案について調査審議を行った調査委員会の委員及び法第28条第1項の

規定により当該事案について調査を行うためその設置する学校の下に設けられた組織の構成員を含む。)と特別の利害関係を有する等調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認める者については、委員としないものとする。

2 委員は、前項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第29条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第30条 再調査委員会の会議(以下この条及び第32条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開しない。ただし、再調査委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第31条 委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第32条 再調査委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席を求め、意見を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第33条 再調査委員会の庶務は、高知県文化生活部において処理する。

(雑則)

第34条 第27条から前条までに定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第20条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる調査委員会の会議は、高知県教育長が招集する。

(再調査委員会の最初の会議の招集)

3 第30条第1項の規定にかかわらず、再調査委員会の委員の委嘱の後最初に開かれる当該再調査委員会の会議は、その都度知事が招集する。

高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案説明

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に規定する基本理念にのっとり、地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めようとするものである。

高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案要綱

1 条例制定の目的

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に規定する基本理念にのっとり、地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法に定めるもののほか、必要な事項を定めようとするものである。

2 主要な内容

(1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき高知県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置き、その組織及び運営については、次のとおりとすること。（第3条から第13条まで）

ア 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のために県が実施する施策を総合的かつ効果的に推進させるとともに、関係する機関及び団体がそれぞれの役割に応じて行う取組等を促進させることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する役割を担うものとする。

イ 連絡協議会は、会長及び委員20人以内で組織する。

ウ 会長は、知事をもって充てる。

エ 委員は、学校、高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村の教育委員会、児童相談所、高知地方法務局、高知県警察本部その他の関係機関及び団体に属する者並びに学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

オ 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

カ 連絡協議会に、委員を補佐するため、委員の属する機関の職員及び団体の構成員のうちから、知事が委嘱する幹事20人以内を置く。

キ 連絡協議会の庶務は、高知県教育委員会事務局において処理する。

(2) 法第14条第3項の規定に基づく県教育委員会の附属機関として、高知県いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置き、その組織及び運営については、次のとおりとすること。（第14条から第25条まで）

ア 調査委員会は、県教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び当該事項に関して県教育委員会に意見を述べるものとする。

(ア) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として定められた高知県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施に関すること。

(イ) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が高知県立学校で発生した場合における当該事実の確認及び調査に関すること。

イ 調査委員会は、委員10人以内で組織する。

ウ 委員は、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他県教育委員会が適当であると認める者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

エ 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

オ 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。

カ 調査委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席等を求めることができる。

キ 調査委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局において処理する。

(3) 法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく知事の附属機関として高知県いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置き、その組織及び運営については、次のとおりとすること。（第26条から第34条まで）

ア 再調査委員会は、調査審議の対象となる重大事態ごとに、委員15人以内で組織する。

イ 委員は、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他知事が適当であると認める者のうちから、調査審議の対象となる重大事態ごとに、知事が委嘱する。

ただし、当該調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者（当該事案について調査審議を行った調査委員会の委員及び法第28条第1項の規定により当該事案について調査を行うためその設置する学校の下に設けられた組織の構成員を含む。）と特別の利害関係を有する等調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認める者については、委員としない。

ウ 委員は、調査審議が終了したときは、解任される。

エ 再調査委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席等を求めることができる。

オ 再調査委員会の庶務は、高知県文化生活部において処理する。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

いじめ防止対策推進法に対する本県の対応について

【これまでの経緯】

- 平成25年 6月 いじめ防止対策推進法・公布
9月 いじめ防止対策推進法・施行
10月 国の「いじめ防止基本方針」の策定

【主な内容】

(地方公共団体)

- ・ 国の基本方針を参考に、地域の実情に応じ、「地方いじめ防止基本方針」を定めることが望ましい
- ・ 地域の実情に応じて、関係機関・団体との連携を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」や教育委員会の附属機関を設置することが望ましい

(学校)

- ・ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する
- ・ 学校におけるいじめの防止等の対策を組織的に行うための組織を置く

平成25年11月～平成26年1月

各市町村教育委員会、各学校長に対する説明会を随時実施

平成25年12月～平成26年1月

高知県いじめ防止基本方針検討委員会（委員長：森田洋司・大阪市立大学名誉教授）における検討（計3回）

平成26年2月～3月

基本方針（案）についてパブリックコメントの実施

平成26年3月

2月議会総務委員会に基本方針（案）を報告

平成26年3月31日

「高知県いじめ防止基本方針」の策定

【今後の予定】

平成26年6月

いじめ問題対策連絡協議会及び附属機関（知事部局・教育委員会それぞれに設置）に関する条例を6月議会に上程

県に置く組織の設置イメージ

法=いじめ防止対策推進法

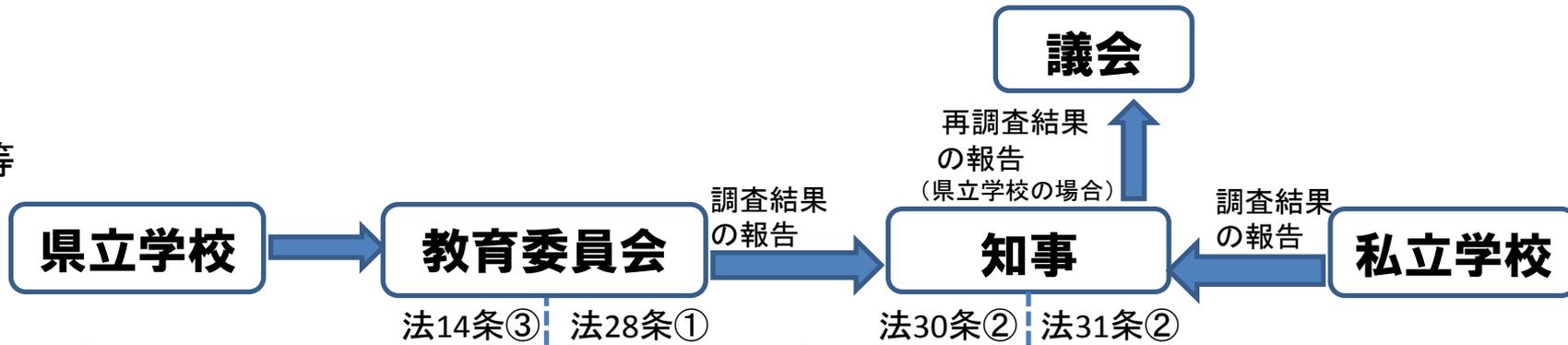
法14条①

県を挙げた
取組の推進

高知県いじめ問題対策 連絡協議会

役割…いじめの防止等に関する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。
構成員…知事、学校、県教育委員会、市町村教育委員会、児童相談所、高知地方法務局、県警察本部、その他の関係機関・団体に属する者並びに学識経験を有する者

重大事態等
への対応



高知県いじめ問題 調査委員会

役割…◎県立学校で発生した重大事態に係る事実関係の確認・調査を行う。
※調査を設置者として教育委員会が行う場合
◎必要に応じて、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的な見地からの審議を行う。
構成員…教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者

高知県いじめ問題 再調査委員会

役割…法第28条第1項の規定による調査の結果について、必要に応じて調査（以下、再調査）を行う。
構成員…教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者

※市町村も同様の対応が必要

いじめ防止対策の総合的な推進

【高知県いじめ防止基本方針(平成26年3月策定)の基本理念】

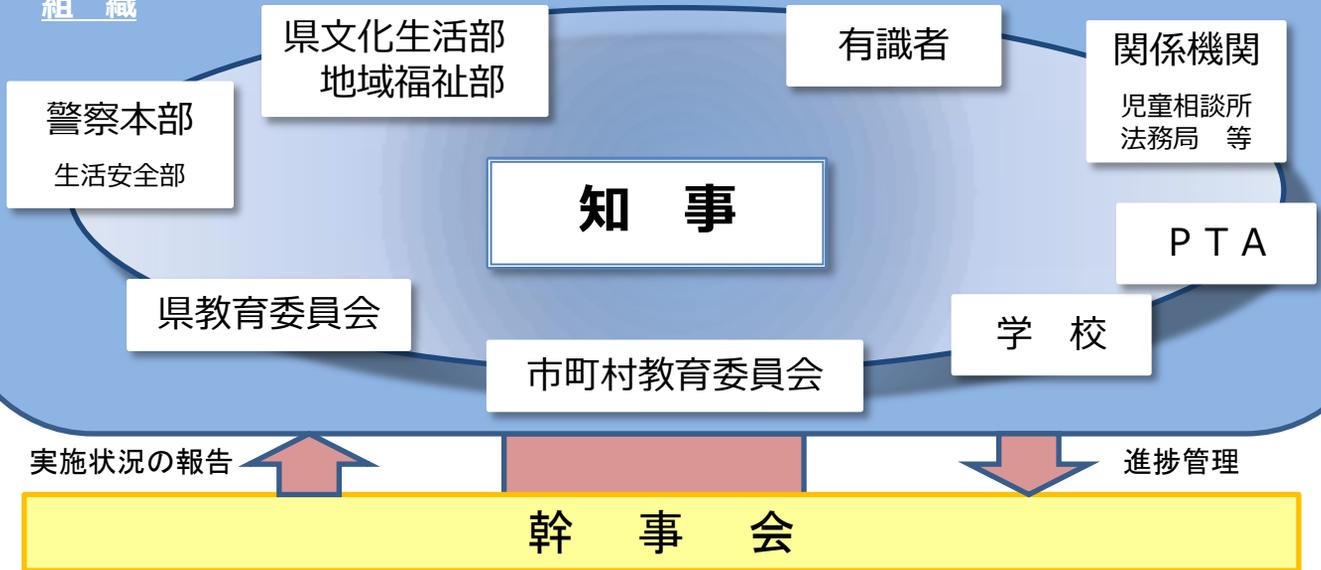
- ・ 県民総ぐるみで、いじめの防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進
- ・ 取組の視点: ①子どもの変化に気付く力を高める ②子どもたちが「夢」や「志」をもてる社会づくり
- ③人と人との結び付きを強める ④みんなで子どもを守り、育てる

高知県いじめ問題対策連絡協議会

役割…いじめ防止に向けた総合的な施策を、県民挙げて推進するための役割を担う

- (1) 各機関の取組等の情報共有と連携した施策の実施
- (2) 各機関の取組状況の把握、評価、見直し (PDCAの場合)
- (3) いじめ防止に向けた施策の実施状況等の取りまとめと公表
- (4) 関連する県の主要施策との連携調整
- (5) その他、いじめ防止対策の総合的な推進のために必要な事項

組織



取組・施策のさらなる充実・推進

県としての取組・施策

未然防止

- 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進
- 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

早期発見

- いじめの実態把握と教育相談体制の整備・充実
- ネット上のいじめへの対応

対処

- 重大事態への対処
- 高知県いじめ問題調査委員会
- 高知県いじめ問題再調査委員会

その他

- 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進
- 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進
- 市町村教育委員会との連携と支援

高知県いじめ問題調査委員会 (教育委員会の附属機関)

◎委員会の開催

必要に応じて、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的見地からの審議を行う。

法14条③

◎重大事態の調査

県立学校において発生した法第28条①に規定する重大事態に係る事実関係の確認・調査を行う。
(調査を設置者として県教育委員会が行う場合)

調査にあたる委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者を除く。

法28条①

③※

委員

10人以内(任期:2年)

学校関係者

PTA関係者

市町村教育委員会関係者

学識経験者

弁護士

精神科医

臨床心理士

※必要に応じて臨時委員を置く

《県立学校》

重大事態の発生

報告

《県教育委員会》

- ①知事へ重大事態発生の報告
- ②調査主体の決定
- ③調査の実施(学校または県教委※)
- ④知事へ調査結果の報告
- ⑤調査結果を踏まえた措置

報告

《知事》

高知県いじめ問題再調査委員会の概要

法=いじめ防止対策推進法

高知県いじめ問題再調査委員会

所掌事務: 法第28条第1項の規定による調査の結果について、必要に応じて調査(以下、再調査)を行う
(法第30条第2項、法第31条第2項)

委員: 教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者であつて、当該調査審議の対象となる重大事態に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者 (15人以内)

委員委嘱: 調査審議の対象となる重大事態ごとに知事が委嘱

県教育委員会
対象: 県立学校

**私学・大学
支援課**
対象: 私立学校



ア 重大事態発生の報告
(法第30条第1項、法第31条第1項)

イ 重大事態に係る事実関係を明確にする調査(法第28条第1項)の結果報告



委員会の開催

再調査実施

- 再調査の方針、方法等を決定
- 必要となる当該事案に係る資料の提供等について、設置主体に依頼
- 得られた関係資料等をもとに調査審議
- 再調査結果報告書の作成



議会

※県立学校のみ
再調査結果の報告(法第30条第3項)

◎いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号） 抜粋

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき

は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

高知県いじめ防止基本方針【概要】

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 基本方針の基本理念、目的、取組の視点
 - ・ 県民総ぐるみで、いじめの防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進
 - ・ 取組の視点：①子どもの変化に気付く力を高める ②子どもたちが「夢」や「志」をもてる社会づくり ③人と人との結び付きを強める ④みんなで子どもを守り、育てる
- 高知県のいじめの現状
- いじめの防止等に関する基本的な考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために県が設置する組織等

- (1) 「高知県いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」の設置
 - ・ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る
- (2) 教育委員会の附属機関の設置
 - ・ いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的見地からの審議を行う。また、県立学校で発生した重大事態に係る調査を行う
 - ・ 専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性を確保

2 いじめの防止等のために県が実施する施策

- (1) 学校が主体となって進める取組への支援（いじめの防止、早期発見、いじめへの対処）
 - 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進
 - 児童生徒一人一人が持っている力を引き出す生徒指導の推進
 - 教職員の資質能力の向上
 - いじめの実態把握と教育相談体制の整備・充実
 - 緊急学校支援チーム等の派遣
 - ネット上のいじめへの対応
- (2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備
- (3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進
- (4) 市町村教育委員会との連携と支援
- (5) 学校評価の留意点
- (6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進
- (7) 私立学校に対する支援

3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・ 学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・ 学校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用
 - ・ いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ① いじめの防止 ② 早期発見 ③ いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

【重大事態】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
 - ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる

○ 調査主体：学校の設置者又は学校

○ 調査を行うための組織：

- ・ 専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保
- ・ 学校の設置者が調査主体となる場合：県立学校の場合、県教育委員会の附属機関を調査組織とする
- ・ 学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

○ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 学校の設置者及び学校が、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要

② 調査結果の提供及び報告

○ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する

○ 調査結果の知事への報告

- ・ 希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

① 知事の附属機関による再調査

- ・ 専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる

第3 その他留意事項

- ・ 県は、基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる